

バージニアマイシンに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和2年11月11日～令和2年12月10日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
1	<p>世界の潮流として、ヒトにおける危険な薬剤耐性微生物感染症の発症を助長を防ぐため、動物の成長を促進するための抗生物質の使用が各国にて禁止されていますが、今回バージニアマイシンを解禁した背景は、新型コロナウイルスワクチン入手に係る企業の影響でしょうか？</p>	<p>本評価は、動物用医薬品又は飼料添加物としての新規の使用及び食肉中の残留濃度の設定に関するものではなく、食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制の導入に際して、現行の食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)第1食品の部A食品一般の成分規格の項及びD各条の項において残留基準が設定されているバージニアマイシンについて、現在実施されているリスク管理措置の妥当性について食品健康影響評価を実施したものです。</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、本評価と関係はありません。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国で使用が認められている家畜用抗生物質の種類数、および我が国に輸入される際に残留が認められている抗生物質の種類数は正確に把握されているのでしょうか？それぞれの数字を御提示ください。 ・ 数多くの抗生物質に加えて、残留農薬や人工添加物も家畜に投与されていますが、家畜そのものへの悪影響はしっかり検証されているのでしょうか？また、こうした物質の複合影響、人体への長期蓄積効果などのリスクの安全性検証は済んでいるのでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内で使用が認められている家畜用抗生物質の種類数については、リスク管理機関である農林水産省にお問い合わせください。また、食品への残留基準については、リスク管理機関である厚生労働省にお問い合わせください。 ・ 動物用医薬品及び飼料添加物の投与による家畜に対する安全性については、リスク管理機関である農林水産省にお問い合わせください。 ・ 今回の評価は、現行のリスク管理措置の妥当性に着目した形での評価要請があり、食品健康影響評価を行ったものです。 <p>本成分が現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、本成分の食品を介したヒトの安全性は担保されていると考えます。</p> <p>複数の化合物へのばく露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものではなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p>

		<p>FAO/WHO では、JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議) や Jmpr (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p>
--	--	--

※頂いたものをそのまま掲載しています。